

## 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会 第1回審議会 会議要旨

日時：平成22年10月4日（月）  
午後2時00分～午後4時00分  
場所：柴田町役場 委員会室（4階）

○辞令交付式

○第1回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

<出席者>

遠藤委員、古川委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、吉良委員、桜場委員、大庭委員  
(欠席委員なし)

滝口町長（途中退席）

<事務局>

大場まちづくり政策課長、関課長補佐、藤原主任主査、小林主査

<傍聴者>

0名

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 委員自己紹介

4. 会長及び副会長の互選

互選の結果、会長には遠藤委員、副会長には吉良委員が選出された。

5. 会議録署名員の指名

事務局提案により、正副会長及び1号委員を除いた委員で、名簿順に輪番で行うこととなった。今回は澤田委員、児玉委員の2名が会議録署名員に指名された。

6. 議 事

遠藤会長： それでは、議事の（1）に入ります。住民自治によるまちづくり基本条例につきまし

て事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : (資料2-1、資料2-2について説明)

遠藤会長 : 今の(1)住民自治によるまちづくり基本条例について、質問、意見がありましたらお願いいたします。

阿部委員 : 条例制定の経過の中で、一度議会で否決されているという話がありました。その経過についてももう少し説明願います。

事務局 : その頃は合併協議が継続して行われていた最中でした。また、この基本条例に関する取組みは、まだまだ先駆的なもので、行政・住民双方にまだまだ理解がされていない状況、環境があったと思います。この大きな二つの問題があり、時期尚早ということになったと考えられます。

阿部委員 : 基本条例はできましたが、政治の流れによって変わってしまうものかもしれません。その辺を良く考えた上で審議を進めていかないと駄目なんじゃないかな、と思いました。

また、基本条例には、参加と協働と情報共有というのがあります。情報の共有というのを具体的に、どういった仕組みで図っていくのでしょうか。

吉良副会長 : まず、議会の問題について、今年の12月の議会に関してですが、反対は1名か2名くらいでした。18名の議員のうち反対は僅かになっていたということです。三町合併と関係していることは間違いなかったのかな、と感じたところでした。

情報共有については、第17条以降に具体的な情報共有の仕方が書いています。理念規定だけ見ると、はっきり分からない部分があります。具体的な部分と理念的な部分をドッキングさせて見ていただければ分かってくるのかな、と思います。

志子田委員 : 行政運営の透明化について第25条に書いてありますが、条例をつくる会では、この部分が今までは良く分からなかったということで、簡単に言えば透明化だろうな、と。見えるようにする、ガラス張りにする、という考え方になりました

吉良副会長 : 平成20年8月1日、町長に基本条例の素案を提出しました。その素案から基本的なところでは殆ど我々の考えに基づいて、お化粧して条例の形を作って議会に提案されました。つくる会で考えていた基本的な考え方が、そのままこの条例には生かされている、ということです。技術的な面、議会との関係で一部修正になった点がありますが、つくる会の考え方で出来あがった条例と見てもらって良いのではないかな、と思います。

事務局 : 先ほどの阿部委員の質問についてご説明します。

一点目の議会の関係、合併問題ですが、平成21年5月で合併協議会は活動休止して

おります。その点では安定していると思います。合併関連の話題は、今は町民の間でも広がっていないと思います。

情報共有については、資料2-2の裏面の一番下に、基本条例制定後の周知等という項目があります。行政区を基本に24回説明を行っております。参加人数は、1,071名となっております。情報共有という部分では、広報紙や説明会で行っていく一方、指針であったり、推進センターであったり、住民投票であったりそういう仕組みを整えていって実践をもって、と考えております。

遠藤会長 : 基本条例第3条の(4)に「住民活動団体」というのがあります。「保健、環境、福祉、教育、産業、文化及びスポーツの活動団体、ボランティア活動団体等、同じ目的を持って町内で活動する団体をいいます。」とありますが、言い換えますと、こういった方々の利害関係を踏まえたまちづくりをしなければならない、ということです。そうすると、基本条例に基づくこの審議会が、こういった方々の意見をきちんと反映させていかなければならないわけです。そうしたときに、この委員の選任は、それらの意見がきちんと反映できるものかどうか。

澤田委員 : ここに出ている審議委員が、個人個人の利害関係を持って出てくるというのは、ある意味不純なんです。まちづくりというのは、そういう考え方じゃなくて、行政も住民もあるいは企業が、ある一つの目的に向かって、これは良きまちづくりのために非常に有効になるということであれば、協働の仕方はいろいろあると思います。住民とある団体、住民と企業と行政。そういう中で、より良きまちづくりをしていくわけですから、誰が利で誰が害だという考え方は基本的に無いんですよ。

行政にしっかりまちづくり活動の状況を把握してもらって、そしてこういう場で、あの団体とあの団体が行政とこういう事をしましたよ、というような事について審議をしてみて、まちづくりにより良き方向に向かっているな、いや、あまり良い事じゃないな、というような事を審議すれば良いんじゃないでしょうか。

阿部委員 : 私は今の件については、そのとおりで進めていただいて良いと思います。

ただ、この審議会が設立される時期についてちょっと疑義を持っています。私は、もう少し基本条例の細則が決まってからでも、この審議会を設置するのは遅くなかったのではないかな、と思っています。

遠藤会長 : 阿部委員の意見は、一つの意見として受けたまわって議事の方を進めさせていただきたいと思います。それでは、議事の(2)について説明をお願いします。

事務局 : (資料3について説明)

遠藤会長 : 審議会の組織、そして運営についてご説明がりましたが、これについて何かご質問はありますか。

阿部委員 : 提案制度とか推進センターの内容について諮問されれば、条件とか意見を付して答申することになるということですが、その後修正された案がまたこの審議会に戻ってくるのでしょうか。

事務局 : いえ、戻ってきません。町側で答申を受け止めるということです。

阿部委員 : ということは、この審議会の答申が、非常に重要なものになるということですね。  
例えば、この審議会は9人ですから、5対4で意見が分かれることがあるかもしれません。この場で意見が通らなければ、そのまま進んでしまうということになりますが、その4人は他でも活動していいわけですよ。

事務局 : 最終的には多数決で決めるということになります。ただ、違う考え方の委員さんが少数いて、その方がその思いを持って別のところで別の活動をする、ということは別に構いません。

吉良副会長 : 意見が五分に近ければ、こういう意見があった、一方でこういう意見もあった、あとは判断をお任せします、というやる方もあります。ケースバイケースで、対応していけば良いと思うので、5対4といった際どい多数決で答申というのは、私個人としては避けたいなと思っております。

事務局 : 少数の意見がありましたら、こういう意見もありました、と付けていただいても良いと思います。必ず過半数で決していただかなければならない訳ではなく、一つの意見にまとまるまでお話していただければと思います。

阿部委員 : 審議をまとめる時間は、1日とか2日とかありますか。

事務局 : 基本的には、事前に資料を配布し、審議会の会議は各委員の意見を聴く場になります。そして、審議会の最後で皆さんの意見をまとめていただきます。

遠藤会長 : 今、議事の(2)審議会の組織、運営等について、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

遠藤会長 : 次に、(3)審議会の傍聴について説明をお願いします。

事務局 : (資料4について説明)

遠藤会長 : 傍聴要領については資料のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

遠藤会長 : 次に(4)の今後の審議内容についてご説明をお願いいたします。

事務局 : (資料5-1、5-2について説明)

遠藤会長 : これについて何かご質問等がありますか。はい、吉良副委員長。

吉良副会長 : 地域コミュニティを育ていく学習会のようなものを推進センターで行えないか、ということが条例をつくる会では出ていました。具体的なものがあれば嬉しいですね。

桜場委員 : 条例が出来て1年間振り返っても「ゆる.ぷら」でこんなことをやりましたよ、という位の状況しかありません。昔、「樅の木は光った」というイベントを行いました。今の基本条例を生かしたようなものだったと思います。ですから、そういうような事例があったら、基本条例がこのように生かされていますというもの、あんなふうに生かすことができるんだという情報をこの審議会に出してもらえればと思います。審議の本線からはちょっと外れるかもしれませんが。

阿部委員 : 確かに、可視化されたもの、事例が無いと今の私のレベルでは分からないものもあると思います。

遠藤会長 : では、そういう要望ということでよろしいですね。

事務局 : 具体事例については、随時情報提供をしていきたいと思います。

児玉委員 : 可視化のお話がありましたが、それはここだけの話ではなくて、広報紙であったりホームページであったり、他の場面でも行っていただければと思います。

遠藤会長 : はい。それでは、今後の審議会でご各委員からこの事例を紹介してほしい、というものがありましたら、ご提供いただきたいと思います。

吉良副会長 : 今年度の審議会は3回を予定しているとのことですが、予定以上の会合が必要になった場合は、開催は可能でしょうか。

事務局 : 今のところは、審議会の流れは、諮問答申ということでお願いしたいと考えています。ですから、フリートーキングをしたいということであれば、審議会とは別の機会を設けて意見交換等は良いと思います。

遠藤会長 : 各委員から意見交換等の開催について要望が出てきましたら、私と副会長と事務局の三者で調整をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

古川委員 : いろいろとご議論をしてきた中で、この審議会は非常に重要なものだな、と改めて実感いたしました。例えば制度の見直しというのは重要ですし、まちづくりの状況の検証というのは非常に幅が広いものだと思います。条例のどの部分を見ていくのか、難しいところではありますが、ある程度焦点を絞って議論を進める必要性を感じました。

遠藤会長 : ご意見ありがとうございました。  
それでは、(4)については、資料のとおり説明を受けた、ということで良いでしょうか。

(「はい」の声)

遠藤会長 : 最後に一言だけ。このまちづくり基本条例というのは、まちづくりの憲法であるというお話を受けました。その中にある行動規定については今後いろいろな形で提案されてきて、皆さんにご審議いただくということになると思います。

その審議をする委員というのは、先ほど澤田委員からありましたように、広範な学識経験、そしてもう一つは柴田町を良くしていこうという情熱、それをベースに議論を展開していくと、そういうことが今日確認されたのではないかと思います。

ただ、最後に古川委員からご意見がありましたように、非常に広範な課題でありますから焦点を絞って、言い換えれば行動に結びつくような、きちんと成果が出るような議論をしていかなければならないということでした。それがこの審議会の使命ではないかと思います。

それでは、(5) 次回の日程についてお願いいたします。

事務局 : 次回は11月上旬を考えておりました。こちらは正副会長と協議させていただきまして、その後各委員さんにご通知させていただきたいと思います。

## 7. その他

遠藤会長 : 最後に吉良副会長から閉会の挨拶をお願いいたします。

吉良副会長 : はい。初めてのお会いした方もいらっしゃったと思いますが、話し合いの中で、各委員がどういうことを考えておられるのか、分かってきたと思います。審議はチームワークが良くないと、あまり良い結果というのは出てこないものだと思います。事務局を含めてチームワークを良くして、任期は26年の3月までですので、かなり長丁場になります。皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

## 8. 閉会